



NTS総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス  
NTS総合弁護士法人 ■ NTS総合社会保険労務士法人  
NTS総合司法書士法人

## CONTENTS

01. 平成29年度税制改正大綱
02. 改正個人情報保護法の要注意ポイント
03. 商業登記の添付書類に株主リストが要求されるようになりました
04. 65歳以上の方の雇用保険適用拡大について
05. 丸の内だより「箱根駅伝に興奮！」



NTS総合コンサルティンググループ  
代表 吉井 清信

新年あけましておめでとうございます。  
昨年9月にワンストップコンサルティングを目的に、公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士、司法書士の専門家集団からなるNTSコンサルティンググループを結成致しました。  
近年の経済環境においては、経営にも大いにスピードが求められているように思います。すなわち、企業等に起きる新たなチャンスだけでなく、リスクに対し迅速に分析、検討、判断、取り組みを実行することが重要となっています。

我々、NTSコンサルティンググループは、「つながる全てに「ありがとう」を」の理念のもと、お客様に起きる様々な、経済、法律、労務問題に対し、スピード感をもって総合的な分析、検討を行い、お客様が適切な判断を下せるアドバイスを確実に実施してまいります。「NTS Voice」は、法律、会計・税務、労務における最新かつ重要なテーマを取り上げ、それぞれの専門家が分かりやすく解説したのとなっており、これから四半期ごとに発刊してまいりますので、何卒ご愛顧のほどよろしくお願い致します。

## 会計・税務 NTS総合税理士法人

# 平成29年度 税制改正大綱

平成28年12月8日に、平成29年度税制改正大綱が発表されました。その中で影響が大きいと思われる2つの項目についてご紹介します。

### 配偶者控除及び配偶者特別控除

#### ① 配偶者控除

配偶者控除とは、配偶者の所得が38万円以下である人について、所得税を計算する際の所得を38万円控除する制度です。パートで働く主婦が年収103万円（所得が38万円）以内になるよう調整するのはこの制度の適用を受けるためです。

改正案では、配偶者控除の適用を受ける人の所得に応じて下表のとおり控除金額が変わり、所得が1,000万円を超えると配偶者控除の適用を受けられなくなります。

つまり、妻の年収が103万円以内で、自分の年収が1,120万円（所得が900万円）を超える人にとっては増税ということになります。

(単位：万円)

適用を受ける人の年収	現行		改正案	
	～69歳	70歳～	～69歳	70歳～
～1,120 (900)	38	48	38	48
～1,170 (950)			26	32
～1,220 (1,000)			13	16
1,220 (1,000) 超			適用なし	

※年収は給与収入のみである場合の金額。カッコ内は所得。  
※年齢は配偶者の年齢。

#### ② 配偶者特別控除

配偶者特別控除とは、配偶者の所得が38万円超76万円未満である人について、所得税の計算をする際の所得を一定額控除するものです。改正案では、配偶者の所得が123万円以下まで配偶者特別控除の適用が受けられることとなります。

特に、配偶者控除と同じ38万円の控除を受けられる

→次ページに続く

## 労務

NTS総合社会保険労務士法人

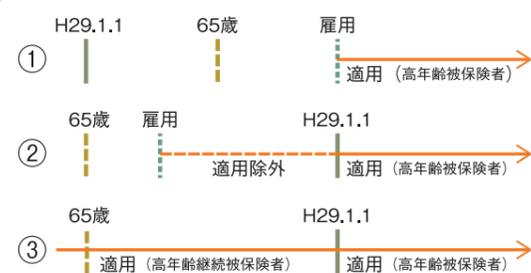
# 65歳以上の方の雇用保険適用拡大について

現行の雇用保険の制度では、65歳以降に新たに雇用された方は、雇用保険の適用対象から除外されていますが、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。

### ① 雇用保険の適用拡大について

(所定労働時間が週に20時間以上であり31日以上雇用見込みがある、65歳以上の方を雇用した場合の適用例)

- ① 平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合  
⇒ 雇用した月の翌月10日までに雇用保険の手続きをする必要があります。
- ② 平成28年12月末までに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合  
⇒ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに雇用保険の手続きをする必要があります。
- ③ 65歳前から引き続き雇用されている方の場合  
⇒ 自動的に高年齢被保険者となりますので、手続きは不要です。



### ② 雇用保険の資格取得手続きについて

前述のように、①「平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の方」のみではなく、②「平成28年12月以前から継続して雇用している65歳以上の労働者」についても適用条件に該当していれば、手続きが必要になります。手続き漏れを無くし適正な届出を行うためには、対象者の確認とチェックリスト等の作成などが考えられます。

### ③ 雇用保険料の取り扱いについて

現行は、毎年4月1日時点で64歳に達している方については、雇用保険料の免除対象となっています。しかし、今回の改正により雇用保険料の徴収免除が廃止され、64歳以上の方についても雇用保険料の徴収が始まります。

ただし、実際には経過措置として平成31年度までは免除となり、平成32年度から雇用保険料の徴収が始まります。平成32年度から徴収が始まった際には、給与計算時の雇用保険料の徴収が必要です。

### ④ 高年齢求職者給付金について

高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすと、高年齢求職者給付金が支給されます。これは年金と併給が可能(双方満額もらえます)となっています。なお、給付金を受けるには、雇用保険に加入していた期間が通算して6ヵ月以上ある他、一定の要件があります。

### ⑤ 育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

NTS本社のある丸の内のフレッシュな情報をお届けします

## 丸の内だより

スナッフは、当法人グループの会議室からの眺めです。行幸通りに面しているため高いビルに囲まれているにも関わらず、開放感があります。ぜひ一度いらしてみてください。

さて、毎年年初恒例の箱根駅伝は、1月2日の往路で8時過ぎに出場

21チームが、スナッフにある道を南に向け、一団となって走る舞台となります。

今年も王者青山学院大学が総合優勝を飾り三連覇を果たしましたが、私の母校として鼻が高い限りです。来年もまた陸上界を盛り上げていてもらいたいものです。

今年は、事務所での箱根駅伝観戦は出来ませんでした。この特等席

での観戦は私たちの例年恒例の行事となりそうです。

(市川博昭 / NTS総合社会保険労務士法人)



範囲が、配偶者の年収105万円(所得40万円)未満から年収150万円(所得85万円)以下にまで広げられるということで話題になっています(本人の所得が900万円以下の場合)。この改正の狙いは、働きたい人が年収を抑えることを意識せずに働くことができる環境を作ることです。

しかし、多くの企業で配偶者手当制度等の支給基準に「103万円」という水準が援用されていること、社会保険にも「130万円の壁」があることなどから、勤務時間の調整をなくす効果は限定的であると思われます。  
適用時期 平成30年分以後の所得税について適用

#### 配偶者特別控除 <現行>

(単位:万円)

適用を受ける人の年収	配偶者の年収(未満)									
	~105(40)	~110(45)	~115(50)	~120(55)	~125(60)	~130(65)	~135(70)	~140(75)	~141(76)	141以上(76)
~1,220(1,000)	38	36	31	26	21	16	11	6	3	適用なし
1,220(1,000)超	適用なし									



#### 配偶者特別控除 <改正案>

(単位:万円)

適用を受ける人の年収	配偶者の年収(以下)									
	~150(85)	~155(90)	~160(95)	~167(100)	~175(105)	~183(110)	~190(115)	~197(120)	~201(123)	201超(123)
~1,220(900)	38	36	31	26	21	16	11	6	3	適用なし
~1,170(950)	26	24	21	18	14	11	8	4	2	
~1,220(1,000)	13	12	11	9	7	6	4	2	1	
1,220(1,000)超	適用なし									

※年収は給与収入のみである場合の金額。カッコ内は所得。

#### 非上場株式の評価

相続税や贈与税を計算する際の、非上場株式の評価方法のうち、事業内容が類似する上場企業の株価を基にして計算する「類似業種比準価額」についての見直しが行われます。類似する上場企業と比較する要素は配当金額、利益金額及び簿価純資産価額があります。この3要素を考慮する比率は、現行では配当:利益:純資

産=1:3:1ですが、これが1:1:1になります。

利益金額が与える影響が小さくなるということですので、利益が多く出ている会社はこれまでよりも株式の評価額が小さくなることとなります。

また、類似業種の株価は、現行に加えて相続開始以前2年間の平均株価も使えるようになります。

適用時期 平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価について適用



NTS 総合弁護士法人

## 改正個人情報保護法の 要注意ポイント

改正個人情報保護法が、平成29年春頃に施行されます。そこで、本改正のうち、中小規模事業者の実務に大きな影響を及ぼすであろう点についてご案内します。

### 1 中小規模事業者への適用除外の廃止

現行法では、取り扱う個人情報の数が**5000人分を超えない中小規模事業者**は適用除外となっていたことが、本改正により、これらの業者も個人情報取扱業者としての義務を負うこととなりました。

これにより、あらゆる診療所が個人情報取扱業者となる医療分野をはじめ、各方面で、個人情報保護体制を見直す必要が生じます。

もともと、①従業員数が、100人以下であり、②取り扱う個人情報の数が5000人分超の事業者及び委託に基づくデータ取扱事業者以外の中小規模事業者については、ガイドラインにおいて特例措置(※)が示されることとなりました。

※ [http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280526\\_siryou1-2.pdf](http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280526_siryou1-2.pdf)

### 2 オプトアウトの厳格化

個人情報を第三者に提供する場合は、原則として、本人の事前同意を得なければなりません。もともと、あらかじめ本人に対して、個人情報を第三者に提供する旨を通知または容易に知り得る状態にしておけば、本人が停止を求めない限りは、第三者提供が認められます(これをオプトアウトといいます)。

本改正では、このオプトアウトの要件が厳格化され、第三者への提供に際して、**個人情報保護委員会への届出**が必要となりました。

### 3 要配慮個人情報の新設

**病歴、犯罪歴、犯罪被害を被った事実などの情報は、「要配慮個人情報」とされ**、これらの情報を取得する際に本人の同意が義務付けられました。また、これらの情報については、前述のオプトアウトが禁止されました。

したがって、ウェブページなどで予めお知らせをしておいたとしても、病歴などの要配慮個人情報については、他企業に提供することができなくなります。

### 4 個人情報データベース提供罪の新設

個人情報取扱業者の代表者や、その従業員など、又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報のデータベースを、不正な目的で提供したり、盗用したりすると、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処されることとなりました。

この部分は、企業の情報防衛を図る上で、きわめて有益であるといえます。

## 登記

NTS 総合司法書士法人

## 商業登記の添付書類に**株主リスト**の添付が要求されるようになりました

平成28年10月1日以降に、株式会社・投資法人・特定目的会社の登記を申請するに当たっては、一定の場合に、「株主リスト」を添付しなくてはいけなくなりました。

登記官は、登記申請をする会社の株主名簿を把握しているわけではないので、株主総会議事録などを偽造することで、実際に株主総会決議がなされていないにもかかわらず虚偽の登記が行われる恐れがあります。そこで、不実の株主総会議事録が作成され違法な登記がなされ

ることを防止する一環として、株主リストを添付し、真実性を担保することになりました。

株主リストの添付が必要となるのは、**①登記すべき事項につき株主総会の決議(種類株主総会の決議)を要する場合**

**②登記すべき事項につき株主全員の同意(種類株主全員の同意)を要する場合**

です。役員変更や商号・目的変更など、株主総会決議を必要とする場合は多々ありますので、ほとんどの場合、株主リストを添付しなければ

いけなくなりました。

株主リストの内容ですが、株主全員の同意が要求されている場合以外は、全ての株主をリスト化することまでは要求されておりません。

**①議決権数上位10名の株主**

もしくは、

**②議決権割合が2/3に達するまでの株主**

のうち、いずれか少ない方の株主について、

- (1) 株主の氏名又は名称
- (2) 住所

(3) 株式数(種類株式発行会社は種類株式の種類及び数)

(4) 議決権数

(5) 議決権数割合

を記載し、代表者が会社実印を押印したものを提出することになります。

わかりにくいかもしれませんが、一人の株主が7割以上の議決権を持っているならば、他に何人株主がいたとしても、その一人の株主だけをリストに記載すれば大丈夫です。イメージがつかずやすいように、株主リストの例を記載していきますのでご参照ください。

以上のように、商業登記に関しては、添付書類を厳格化する傾向にありますので、不明な点などがございましたらいつでも当方までご連絡ください。

※株主リストの例

#### 証明書

〇〇年〇月〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数(当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。)に対する株主の有する議決権(当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。)の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数(種類株主総会の決議を要する場合には、その種類の株式の数)及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名 又は名称	住所	株式数 (株)	議決 権数	議決権数の割合
1	丸の内太郎	東京都千代田区丸の内 〇丁目〇番〇号	30	30	30.0%
2	丸の内二郎	東京都千代田区丸の内 〇丁目〇番〇号	30	30	30.0%
3	丸の内三郎	東京都千代田区丸の内 〇丁目〇番〇号	10	10	10.0%
	合計		70	70	70.0%
	総議決権数		100		

平成〇〇年〇月〇日  
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇 〇